

Hand in Hand

海を渡る鳥は、波間を漂う流木に憩うという。離婚——それは旅の半ばの一つの出来事。
新たな旅立ちをした女たちはいま手を取り合い、女であるがゆえの偏見と差別に向きあう。
ハンド・イン・ハンドは、生きやすい社会をめざし支えあう女たちの、流木である。

Vol.241 次刊行物

08.6.31

国立女性教育会館
女性教育情報センター

【法案提出できず、悔しい思いで一杯です】

☆久しぶりの大阪離婚講座。産経と朝日新聞に告知されたこともあり、会場びっしりの参加者があり、質疑も活発に行われました。初めて離婚講座を東京で開いたのは1979年。当時は離婚する人は人格欠損者のように差別され、人生の汚点ととらえる人も多し、夫の浮気、暴力、姑との確執、性の不一致、経済的行き詰まり等々で、離婚に直面はしても、経済的理由から踏み切れず苦悩している女性たちが全国から集まり、法律、福祉について学び、ネットワーク作りを発展しました。

☆それが今のハンド・イン・ハンドの会であり、全国に広がり、電話相談も始まったのです。それから30年。インターネットでさまざまな情報が得られるようになり、離婚件数も倍増し、社会の偏見も小さくなったように見えます。

☆しかし、今回、大阪の離婚講座受講者からは「別れて食べていけない」「住む家はどうすれば」といった質問が多く、相変わらず「生活」「子ども」「住居」が3大障害になっていることが

判明しました。それもそのはず、未だに母子家庭の8割の母は働いていても、その8割が生活保護水準以下の収入しかないのです。ひとり頭の年収は離別の場合、何と63万円です。

☆こういう状況を打破したいと、野党の国会議員ながら、与野党を駆け回って説得し、5年前に「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」を成立させました。

この3月にこの法案が切れたのを受け、さらに実効性のある法案として延長するため、各党と各省の合意をようやく取り付けたのですが、この法案を取り扱う厚生労働委員会が後期高齢者医療制度でもめて、提出ができなくなってしまいました。

☆内容は、①都道府県による「自立支援計画」の母子家庭の母の「安定した」就業の確保への配慮、②国及び地方公共団体が措置を講ずる際、1)情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上、2)情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の確保、3)2)を支援する人材の養成及び資質の向上への留意、③「受注機会の増大」についての「努力」、④独立行政法人の努力義務、⑤国の「財政上の措置」となっています。

☆どんなにもめても被爆者援護法やハンセン病補償法改正案は成立させているのに、それと一緒にやってほしいと何度も頼んだのですが、駄目でした。いろいろ事情があるとしても、昨秋から準備してきたのに、この間の状況をみると、ほとんどの議員が母子家庭の就労支援なんて歯牙にもかけていないことが判明。今、怒りと無念と虚脱感で一杯です。

(円より子)



元気出して
わたしと案じて
心をめ
折られた
あなたの
やさしい
聞こえて
くるように
照

画と書：浅野照子



■ハンド・イン・ハンド会員アンケート／結果報告②■

今の私の“関心ごと・悩み”はこんなこと

前号では、「入会当時にハンド・イン・ハンドの会が果たした役割」と「会の今後に期待すること」という問いかけに寄せられた会員みなさんの声をご紹介します。これからの会の方向を探る一助にさせていただきました。

今号では、今、会員みなさんの関心ごと、悩みを知ること、どうすればそれらに応えられる会になっていけるかを考える材料にしたいと思います。（藤岡・やまざき）



◎アンケートは2008年1月1日発行号に同封して、会員535名に送付。1月中に98通の回答があり、回収率18.3%。
◎回答者平均年齢49.9歳（30代・6人、40代・42人、50代・31人、60代・10人、70代・1人）、再婚率5%。

「今の関心ごとについて○を」と、27項目を挙げて問うたところ、ひとり平均7項目にマルがつかました。

[グラフ参照]

上位項目トップ3は、①自分の**老後・年金**、②健康、③親の老後・介護。ダントツ1位の「自分の老後・年金」は68人で、回答者の約7割の方の関心ごとです。平均年齢49.9歳、そろそろ老後の生活設計が気になりだした年代だから？ それとも消えた年金問題などで年金制度への

不安や、後期高齢者医療費問題がクローズアップされている今だからでしょうか。

「ちゃんと年金もらえる？(滋賀県Iさん:51歳、会員歴15年)」、「年金だけでは生活できない。仕事があるか…(埼玉県Cさん:52歳、会員歴5年)」、「後家の頑張りです育てをやりぬいたけれど、自分の老後の備えがない(埼玉県Iさん:57歳、会員歴24年)」、「持病持ちで親の年金が頼り。でも両親も元気じゃないし、この先どうしよう(北海道Nさん:44歳、会員歴10年)」、「ひとりで孤独死することになるのかと不安になることがある(千葉県Kさん:53歳、会員歴5年)」と、経済的な要因をベースに、老後の生活設計には不安がぬくえません。

「関心ごと」といっても、“積極的に知りたい・取り組みたい・夢中”という前向きな視点より、“気にかかる・心配・悩み”などの比重が大きいようです。

では、スバリ悩みは？ 自由記述式で「悩み、困っていること」を書いていただいたところ、59名の方が具体的な悩みを挙げました。「関心ごと」と同じ項目に当てはめると、多い順に①現在の**仕事・転職**、②家計、③子どもの将来、④健康、⑤親の老後・介護、と続きます。以下、その「**悩み**」の一部です。

*

●早く別れてスッキリしたいが夫がハッキリしない。家を出たいが親が要介護状態で毎日が戦争。ストレス漬けて身体に異常が…。(東京都Sさん:51歳、会員歴2年)

●離婚に踏み切れず、うじうじしている自分にイライラしている。今までの人生が無駄な気がして辛い。別の仕事をしたいが、年齢的に無理でチャレンジできない。(大阪府Yさん:51歳、会員歴5年)

●元夫が養育費・生活費を出してくれない。女所帯だと白い目で見られる。子どもの性格形成への影響が心配。(兵庫県?さん:45歳、会員歴3年)

●仕事、子育て、家事だけで、自分のためには食べることだけ。常に疲れていて、体調と体重が少し気になる。(大阪府Pさん:39歳、会員歴5年)



これ むかいさんの
知っとこ。
Vol.2

女性、外国人、
子どもに差別的な
国籍法が違憲に

●資格を取っても仕事上に利益がなくパワーが出ない。勤務中のビリビリ感を引きずって帰り、子どもに優しい言葉をかけることが減った。将来、子どもを独り立ちさせねばと思うと厳しくなる。(兵庫Kさん:48歳、会員歴9年)

●資格を取りたいが資金不足。体調不良のため仕事を続けられない。公営住宅にも入れず家賃の負担が大きい。(大阪府Sさん:47歳、会員歴11年)

●すべてお金のこと。息子もやりたいことがあるようだが、金銭的に「無理」と言っている。子どもの世界にも格差がある。(東京都Nさん:43歳、会員歴14年)

●子どもの将来。要領が悪く、自己表現が下手なので心配。(埼玉県Kさん:48歳、会員歴13年)

●年々老いていく実家の両親の介護が必要になるのを想像すると気が重くなる。人生設計が狂う。(栃木県Mさん:47歳、会員歴15年)

●生きていく目標を失いかけている。(東京都Kさん:56歳、会員歴20年)

●孤独との闘い。(大阪府Aさん:58歳、会員歴10年)

*

悩みはつきませんが、くよくよ思い悩んでいるだけではありません。関心ごとに「自分探し・自分磨き」を挙げたのは約4割・38名で、「資格取得等スキルアップ」したい18名を加えると、6割近くの人が向上心旺盛。今、資格取得のために勉強中と具体的に挙げた人が12人いて、看護、司法書士、図書館司書、社会福祉士、カウンセラー、フットセラピストなど多彩です。その他、大学院受験の準備中、自宅でのお菓子教室オープンを目指したり、定年退職後の自給自足を目指して農業修行中の人も。女性消防団員としてボランティア活動をしたり、成年後見制度を学んだり、弁護士になって離婚で困っている人の力になるため司法試験にトライしたいというように、「誰かの役に立ちたい」と考える人もいます。

ただ、やりたいことはあっても、時間的に、経済的に、気分的に、「余裕がない」という人も少なくありません。思春期の子どもと向き合っている最中、仕事が不安定、充分な収入がない、仕事と家事に追われている、などがその背景にあります。

「経済の安定」と「健康」が望み。そして、子ども・仕事・住居が、シングルマザーの3大基本課題のよう。これを支えるには、ハンドの会代表の円より子さんが国会で奔走しているように国の支援策も必要ですが、仙台のお世話係・大塚真実さんが提案された「離婚ファント」のような互助システムやグループホームを自分たちでつくる努力をすることも、これからのひとつの選択肢かもしれません。

次号では、そのあたりに寄せられた声をもとに考えてみたいと思います。

▶あなたのご意見もお寄せ下さい。事務局まで。

6月4日に最高裁で国籍法の結婚要件の違憲判決が出ました。これは2005年にフィリピン人の母親たちが10人の子ども(父親は日本人)の日本国籍を求めて集団訴訟を起こしていたもので、この判決によって子どもたちが国籍を取得できるようになったのです。

【Q、どうして国籍がなかったの？

日本の国籍法2条1項によれば、父母のどちらかが日本人なら結婚の有無にかかわらず、子どもは日本国籍を取得できます。けれども、日本人の父親と外国人の母親との間に生まれた子どもは、同法3条1項で母親が妊娠中に父親が認知すれば国籍取得できても、出産後に認知された時には、父母が婚姻していないと子どもには日本国籍が認められないのです。

国籍法の改正があった1984年当時は、国際結婚も少なく、多くは在日韓国・朝鮮籍の人との結婚でした。その頃から中国やフィリピン女性の来日が増加し、夫が日本人で妻が外国人の結婚は当時の4.7倍に、外国人の母親から生まれた婚外子は2006年の1年間で2,794人にのぼり、外国人の母親が出した出生届の1割以上を占める状況です。

日本人の血をひいていながら、外国人として在留資格を更新し続けるという不安定な身分で、大人になっても参政権や公務員資格、パスポートもない。「婚外子」として相続差別され、外国人として学校でいじめられることも。母親がオーバーステイになれば、国の裁量の下、母子に強制送還を命じていたそうです。

【Q、国籍が認められた背景は？

日本の国籍法は、血のつながりを重視する「血統主義」を採っているのに、血統と無関係の「父母の結婚」を重視していたんですね。法務省は「認知だけで国籍を与えたら、嘘の認知が増える」と裁判で主張したそうです。

ところが最高裁は「その後の家族生活や親子関係に関する意識の変化、その実態の多様化などを考慮すれば、父母の婚姻で初めて密接な結びつきを認めるのは、今日では必ずしも実態に適合するとは言えない。父母の婚姻の有無を国籍取得の要件としているのは合理的な理由のない差別で、憲法14条1項に違反する」と明確に憲法違反との初判断を下しました。法務省は10人に国籍取得証明書を発行した上で、市町村の窓口で戸籍を作ることになるそうです。

今後、法務省は国籍法の改正を迫られますが、一刻も早い改正を望みます。(向井)

●寄稿●

32年ぶりの“旧姓”～その煩雑な手続きも含めて～

昨年10月17日、父が90歳で逝った。父は12歳で両親を亡くし、以来親戚に育てられ、20歳で軍に召集され中国で終戦を迎えた。戦後、地主の一人娘で足に障害を持つ母と養子縁組で結婚をしたが、すぐに農地改革。一から農業をやることになった。「みかんが千貫とれるようになったら楽になる」が口癖だったが、千貫とれるようになった頃には過剰生産で暴落。55歳で昼間は自動車販売会社の納車の仕事、夜は宿泊施設のフロントの仕事をかけもちし、家に帰るのは土日だけという仕事に就いた。70歳まで勤めて、養子に入って以来気がかりだった、荒れ放題で雨漏りだらけの築100年を越える家の大改修もして、90年の人生をまっとうした。明治・大正・昭和を生き抜いた人たちは大なり小なり、それぞれ波乱に満ちた人生を送ったと思うが、私の父も例外ではなく、厳しい人生の中でしっかり子どもや家族を支えた。

長々と父のことを書いたのは、そんな父の葬儀をきっかけに、息子が私の旧姓を名乗りたいと言いつけたからだ。祖父と自分の父親の対照的な生き方を見ての決断だった。平成3年に離婚した時、息子は中学3年生、娘は小学校4年生。2人の子どもは姓が変わるのも、私だけが旧姓に戻って母子で姓が異なるのもいやだと言った。夫の姓を名乗り続けるのは苦痛だったが、子どもの意思を尊重することにし、いずれ2人が結婚して私だけの戸籍になったら旧姓に戻ろうと思った。元夫は、家族ぐるみのつきあいがあった家庭の、3人の子の母親と不倫の末、双方の家庭をぐちゃぐちゃにかき回して離婚、再婚を果たした。それだけでもショックなはずの子どもの環境を、できるだけ変えないための選択だった。それが、思わぬ展開となった。

息子は今年1月19日に結婚を控えていたので、それに間に合わせるためには急ぐ必要があり、葬儀が終わってすぐ家裁に申請書ももらいに行った。まず面倒だったのは、戸籍謄本の申請。何度か本籍地を転籍し、離婚で除籍

もあったので、生まれてから今までの謄本は合計5種類5通になった。郵送で申請するには本人確認のために免許証の写しなどが必要で、おまけに郵政民営化で合計2,000円の小為替に700円の手数料という腹立たしい出費もあった。子どもたちについては15歳以上になっているので「同意書」がそれぞれ必要だった。神戸と東京にいる子どもたちに書類を郵送し、返送してもらう。ともあれ申請は無事終わり、家裁からの連絡を待った。

11月30日が審問の日となった。いずれ旧姓に戻るつもりで、通称として旧姓「日野姓」を使用しており、その宛名で届いた郵便物を保管し続けていたのでその束も持参。氏変更をしたい事情を説明したり、質問を受けたりで1時間以上がかかったが、意外にもその日のうちに氏変更の許可決定書が出された。急ぐ事情を説明していたからかもしれない。でも、実際に改姓ができるまでは、更に2週間かかる。この間どこからも異議申し立てがなければ、家裁から「異議申し立てがなかった」旨の証明書が発行され、それと決定書を持って本籍地の役場に本人が出向くのだ。あー、面倒。離婚後3ヵ月以内に旧姓に戻れば、こんな面倒はなかったのだけど。

12月24日、必要な書類を揃え、年休をとって、居住地の香川から本籍地の愛媛に出向いて氏変更の手続きをした。子どもたちの現住所にも役場から連絡をとり、住民票の氏変更が自動的に行われる。年末だったので、新しい戸籍謄本が取れるのは新年になるとのこと。何とか息子の結婚式には間に合いそう。この後の膨大な事務作業を考えると気は重いはずなのに、何だかせいせいした気分である。

新年が明けて丸亀市役所に出かけると、新しい姓での住民票は12月27日付で作成されていた。まず、運転免許証を書き換えるのが、後の様々な書類や通帳などの氏を変更するのに一番役立つと思い、念のため住民票を2通とり、隣の警察署に出かけて氏変更の書類を提出。免許



証の裏に改姓したことを記入してもらう。続いてその免許証を持って郵便通帳、銀行通帳の名義を書き換え。それぞれの通帳から引き落とすことになっているクレジットカードの会社には、氏変更の手続き用紙送付を郵送で依頼する。母子修学資金を返済している福祉事務所にも改姓のはがきを出す。勤務先の総務で共済組合あての改姓届を出し、新しい組合員証を申請。職場内はLANを通じて改姓したことを連絡する。その他、通帳、サービスカード、マイレージカード、ファンクラブ会員証など、財布の中にあるあらゆるカード類も氏変更のための書類をそれぞれ郵送でもらったり、インターネットで変更届をしたり、20種類以上はあったと思う。もう忘れてしまうほどたくさん手続きをした。結婚の時の改姓は社会人になって3年しかたってなかったし、今のようなカード時代ではなかったので、郵便貯金通帳の改姓だけですんだような気がする。

改姓をして約半年が経った。私は香川短期大学で「小児保健」表現の教鞭をとっており、4月から入学してきた学生は始めから「日野先生」だが、それ以前の「酒井」を知っている人は実に呼びにくそうである。私も未だに慣れない。子どもの時の同級生は今も「明世」と名前を呼ぶ。高校・大学も親しい人は「明世」と呼び、「日野」と呼んだのは先生や先輩だけ。生まれてから25年間「日野」だったものの、続く32年の間に「酒井さん」と呼ばれた回数に比べると1%もないような感じだ。今からいくつまで生きるかわからないけれど、死ぬまでには「日野」の方が馴染みのある姓になれるのかもしれない。そう遠くないうちに結婚しそうな娘は、いずれまた改姓することになるので、仕事では改姓前の「酒井」を使っている。

別姓結婚が選択できるようになるまでには、まだまだ時間がかかりそう。今となれば、「氏」は単なる記号と捉えているけれど、こんな面倒が起きない時代が早くくるといいなと思う。

in 神戸

★2008ハンド夏合宿★
7月20日(日)～21日(月・祝)
離婚後のより良い生活のために
—教育・仕事・年金—

恒例の夏合宿を、神戸1泊2日で行います。円より子さんや講師のお話、ハンドの先輩方の体験談から、きっと参考になる情報に出会えると思います。悩みを抱えている人も一人で悩まず、仲間と語り、アドバイスをもらってはいかがでしょうか。また、みなさんの望む、今後の会の活動のあり方についても語り合いたいと思います。みなさんの知恵で、生きたハンドの会にいたしましょう。

森の中の施設で、癒しの時間が過ごせます。
1日参加も、お子さま連れも大歓迎です。



◆◆◆申し込みの詳細◆◆◆

- 会場：神戸セミナーハウス(神戸市北区道場)
JR福知山線道場駅から徒歩あり
※集合時間等、詳細は申込者にご連絡します。
- 定員：大人30人、子ども10名
- 参加費：大人5,000円(1日参加1,500円)
子ども 保険料込4,000円(1日参加1,000円)
※いずれも懇親会費込。食費、交通費は別途負担
- その他：洗面道具、タオル、寝間着等、各自持参
- 申込：申込金1,000円を添え、住所、氏名、生年月日、電話番号を明記し、7月15日(火)までに事務所・長島まで。申込金はご返却できません。
☎03-3261-1835 Fax:03-3261-1836
※ベビーシッターさん大募集!!

●●●プログラム●●●

- 7月20日(日)■
13:00～ 受付開始 (研修施設)
13:30～14:00 「しなやかな身体をつくるストレッチ(仮)」
講師：日野明世(香川短期大学教授)
14:00～15:00 「江戸しぐさにおけるコミュニケーション」
講師：藤岡郁子(NPO江戸しぐさ・助っ人)
15:15～17:00 「今後のハンドの会について」座談
17:00～20:00 チェックイン、夕食、入浴
20:00～21:30 円よりさんを囲んでの懇親会
※会員・まっちゃんのお話や南京玉すだれの芸披露も
※この後、心ゆくまでお喋りを
- 7月21日(月・祝)■
8:00～9:00 朝食
10:00～11:00 「離婚後のより良い生活のために」
講師：円より子(会代表)
11:00～12:00 「生きがいさがし」座談

弁護士110番
〈回答者〉
弁護士 松山 里香
☎06-6130-5610

財産分与と養育費

Q 結婚して20年、中学生の子どもが2人います。夫が金融機関に勤めているため、私の給与が振り込まれる通帳も、夫がすべて管理してきました。私は月に15万円を生活費として渡されて生活し、通帳を見せられたことは一度もありませんでした。夫との関係が悪くなってきたので、昨年、私の給与の振込口座を別に移しましたが、これまでの私の給与がどうなっているか、いくら貯金されているのか、夫がどのようにお金を使っていたのか、夫がどのように不安です。

離婚となったら、今までの私の給与は請求できますか。私の年収は500万円、夫の年収は1000万円ですが、どのくらい財産分与や養育料、養育費が請求できますか。家は夫名義で、ローンは残っています。このまま子どもと、この家に住みたいのですが、財産分与としてもらうことはできるのでしょうか。

A まず、財産分与は、通常、夫名義の財産と妻名義の財産を全て明らかにし、その金額をもとに分けますので、あなたの場合は、夫に全ての財産を明らかにしてもらい、必要があります。ただ、夫が全ての財産を明らかにしてくれない場合は分りませんが、弁護士に依頼し、裁判外または裁判を通じて財産を調査する必要もあると思われれます。

家が財産分与としてもらえるかどうかは、どれだけ財産があるか、慰謝料がどうなるかなどによって違ってきます。

慰謝料は、離婚をするに至った事情などによって、慰謝料の請求ができるのか、どれくらいの金額が認められるかが違ってきますので、ご相談の内容からでは、何とも答えられません。養育費については、裁判所で使用されている表が参考になります。その表によれば、あなたの場合、子ども2人で月10万から12万円のところに入っていますので、それが目安になります。表は、裁判所のホームページなどで入手できます。

《家計簿公開》

第167号 神戸市 A・Hさん

[家族構成]

私(44歳)

次男 18歳[大学生]

[別居の家族]

長男 20歳[大学生]

道は平坦ではないけれど、 一步一步が自分を強くした



◎夫の不貞でうつ状態に

13年前の2月の寒い夜のことでした。子どもたちも寝静まってほっと一息ついた時、私は元夫から突然「もうこれ以上、夫婦としてやっていく自信がないから別れてほしい」と一方的に離婚を切り出されました。女性関係をほのめかされたものの、はたしてそれが本当のことなのか半信半疑で、家庭で見せている子煩悩な父親とまったく違う顔に戸惑うばかりでした。

その当時、私は別れる気はまったくなく、むしろこんなことは長い夫婦生活にはよくあることで、事を荒げずにいれば何事もなかったように生活できるものと思っていました。しかしその後、元夫のかばんから偶然、ラブレターらしきものを大量に見つけた時、私の楽観的な思い込みはガラガラと崩れていきました。それでも私は、まだ現実を受け入れられず、「これは見なかったことにするから」と、そのまま元夫に返してしまったのです。(ずっと後になってからなんてバカなことをしたのだろう、コピーでもとっておけば不貞の証明ができたかもしれないのにとすごく後悔しましたが、もう手遅れでした。)

当時私は、結婚に失敗することは人生に失敗することと思いついて、このような状況でも誰にも言えず、世間的にはよい奥さんを演じ続けていました。そうして自分を押し殺していたために、だんだん精神的に病んでいき、自律神経失調症や抑うつ症になるほどに。一方、元夫は謝るところか開き直るだけで、言い争いは絶えなくなり、生活は荒れていきました。

ひび割れてしまった花瓶にいくら水を注ごうとも水は漏れてしまうように、壊れてしまった信頼はどんなにあがいても戻らず、しだいにもう別れるしかないんだと悟りはじめたものの、ひとり何もない空間に放りだされるよ

うな寂しさと不安にさいなまれ、なかなか踏みきれないでいました。

そんな生活の中、私はますます精神的に不安定になり、ついに環境療法のため、その年の8月に入院することになりました。入院後は徐々に健康を取り戻し、2ヶ月後、いつ退院してもよいですよと担当の先生から言われた時には、私の心はすでに決まっていました。もう二度と元夫のもとには戻らない、子どもたちを連れてひとり生きよう、そう決心しました。

◎次男だけを連れ、決意の再出発

11月、退院した足で当時保育園に通っていた次男を迎えに行き、元夫やその両親には黙って、着の身着のまま実家に直行。当時小学生だった長男は、学校があったので冬休みに迎えに行くつもりでしたが、私が次男を連れ去ったことを知った元夫が、長男は絶対に渡さないと伝えてきました。それからしばらく実家に世話になったものの、実家には兄夫婦が両親と同居していたので、大阪の親戚が所有する文化住宅に無料で住まわせてもらい、しばらくして公営住宅に申し込みをし、当選するのを待ちました。

私のこの非常事態に、母もしばらく同居して幼い息子の面倒をみてくれたので、私は、まず自立するため近くの電気店で年末アルバイトから始めることができました。とくに、子どもの親権を得るには、収入は少なくとも母親が働けることを証明する必要があったからです。

入院までしたせいで社会に出るのに少し勇気がいりましたが、笑顔で接客する仕事についたのがよかったのが、大阪の明るい風土にすんなり溶け込むことができ、私はみるみる元気になっていきました。ドーンセンターや大阪ハンドの存在を知ったのもその頃で、今までひた隠しにしてきた悩みも大きな声でありのまま話すことで、自

《家計簿内訳・2008年5月分》

★収入★

給与(手取り)	225,750円
養育費	50,000円
計	275,750円

★支出★

家賃	36,250円
駐車場	6,720円
生命保険(養老)	11,760円
水道光熱費	13,800円
食費	49,220円
新聞・書籍	5,850円
通信費	19,160円
ガソリン代	8,020円
軽自動車税	7,200円
被服費	3,140円
雑費・消耗費	13,130円
娯楽費	8,000円
通学定期代[子ども※1]	23,500円
学費積立[※2]	50,000円
貯金	20,000円
合計	275,750円

[※1] 現在奨学金申請中。奨学金と子どものアルバイト代で本人の携帯代、通学定期代、昼食代などの補助に予定。
[※2] 養育費はそのまま学費積立に。

[住居] 借家



分の気持ちを解放させることができずした。

そして幸い、1年後には申し込んでいた公団住宅に当選し、実家近くの神戸に引越しが決まりました。引越しが済むと同時にハンド誌に載っている連絡先をたよりに神戸ハンドの代表の方に電話を入れ、さっそく仲間に入れてもらいました。その頃は調停、そして親権をめぐる裁判と次々に迫ってくる課題に気持ちが萎えそうな時もありました。とくに別居の時期は、児童扶養手当や医療手当なども受給できず、さらに元夫が子どもを勝手に連れていったと怒っていたので婚姻費用の分担もなかなか払ってくれず、調停で金額を決めるまで長くかかったので、私のパートの収入だけでは生活がかなり苦しく辛かったです。

それでも、可愛い息子と一緒に神戸ハンドの仲間とお泊り会やハイキング、クリスマス会などの行事に参加させていただいて、親子そろって友だちができたことがすごくうれしくて、精神的にも安定してくると、子どもと一緒に生きていく勇気がわいてきました。どんなことでも開けっぴろげに話ができる仲間がいたことが、どんなに救いになったことでしょう。

◎やる気をアピール。正社員に。

神戸に来てからは、いよいよ息子のふたり暮らしが始まり、自宅近くで事務のパートを探しました。その間に、経理学校に通って簿記の資格を取り、別居3年目でようやく離婚が成立しました。不貞の証明はできませんでしたが、私が入院したことで精神的苦痛を理由として慰謝料はもらえました。次男の養育費も20歳までもらうことになりました。

翌年には正社員の募集にかたづけから応募して、ようやく今勤めている鉄鋼関連の会社に事務職として採用されました。採用時には年齢制限はすでにオーバーしていたのですが、面接でとにかくやる気をアピールして、なんとか採用にこぎつけました。いかなるハンデがあろうとも「生活がが

かっている」というのは、何よりも大きな武器になると思います。その後、配置転換があり、現在は工場現場で機械オペレーターとして働いています。今の会社は年に2回の賞与や退職金制度もあるので、このまま体力の続く限り、定年まで働き続けたいと思っています。

◎離れ離れの兄弟もよい関係

離婚が成立したとき、長男を父親のもとへ置いてきたまま別居の期間が3年も経過していたせいもあり、親権は長男が父親に、次男が母親の私にという現状維持の判決でした。あんなに仲のよかったお兄ちゃんと弟を大人の都合で引き裂いてしまったことが辛くて、離婚後に家庭裁判所で面会の取り決めをした時には、双方が離婚の影を子どもに残さないこと、夫婦としてはこれで終わりでも父親と母親として、できる限りのことをすることを約束しました。

あれからかなりの年月が経ちますが、面会を続けていたおかげで、いまはもうそれぞれが成長し、自由に連絡を取り合うようになっています。長男は大学生になり福岡で下宿生活を送っています。下宿に私と次男で遊びに行ったこともありますし、一緒に博多グルメを堪能したりもしました。次男も夏休みなどには「兄貴も帰っているみたいだから、ちょっとおやじの家に泊まってくる」と言って3日くらい会いに行ったりしています。

この13年間を振り返ると、ハンドの仲間に出会えたことが、私に生きていく勇気を与えてくれました。またハンドに限らず「世間の海は広くて深い」という言葉があるように、女ひとりで必死に生きていくと、世間には必ず情けをかけてくれる人が思いのほか多くいるということを実感しています。

シングルマザーの道は平坦ではないけれど、それだからこそ歩いてきたひとつひとつの足跡はずっしりと重く、その積み重ねはまぎれもなく自分を強くするし自信にもつながると、私は確信しています。

ファイナンシャル・プランナー

FIPの卵より

Aさん、離婚してから正社員として就職されるまでの期間、年金はどうされていましたか？

会社員と結婚している妻は、国民年金保険料を支払っていなくても自動的に国民年金に加入していることとなります(年収が130万円以下の場合)。また、正社員として働いている方は、給与天引きで厚生年金保険料と国民年金保険料を支払っていることが多いです。つまり、会社員と結婚している妻であった期間と自分が正社員で働いている期間は、年金の未払いになる心配はあまりありません。

しかし、Aさんが離婚してから正社員として就職されるまでの期間は、国民年金を支払う義務があった期間です。この期間に、①国民年金を自分で支払う、②国民年金の全額免除を受ける、などの手続きを行っていなかった場合、年金「未納」となります。未納期間が長く、かつ、未納期間があることを知らずにいると、65歳になった時に年金を1円ももらえない、という予想外の事態になる可能性もありえます。

心配な場合は社会保険事務所などに行き、自分の年金支払い記録をきちんと確認してみましょう!
[FP技能士 3級/大塚 哲哉]

★別居時の福祉についてですが、本来ならば1年間遺棄されたという事実があれば、母子寮に入れたり児童扶養手当などが受けられる制度があります。しかし行政の担当者によって、そうした情報が得られないこともあるのが実情で、残念なことです。できるだけ有益な制度を活用して、つらい時期を乗り越えましょう! Aさんは離婚後良好な親子関係が続けられているとのこと、心からよかったなと思います。

(円より子)



告知板

●近々の会合やイベントのお知らせです。
 ※申し込みや問い合わせ方法です
 ★お世話係さんから寄せられた近況報告です。

～新会員さんからの～「体験談を教えてください」

夫の不貞で10年近い穏やかな家庭生活が音もなく崩れました。自分に女性としての魅力がなかったのか、母親として家庭を守りきれなかったのか…、自分を責めてばかりの日々でした。結婚相手はこんな人だったかと失望し、でも今気がついてよかったと自分を慰めたり、心が揺れる毎日です。

少しでもよい条件(財産分与や、慰謝料、養育費等)での早期の離婚を望んでいますが、感情面でのもつれもひどく、交渉は難航中。一番の気かりは5歳、8歳の幼い子どもです。子どもへの

精神的なケアやサポートなど、離婚された方の体験談、また母子家庭になったらどうなるのか、今の自分にはまったく想像ができません。

どんなささいなことでもいいので情報を聞かせてください。ハンドに入り、東京の例会や電話相談で心が救われました。これからもハンドが大きな輪になって、困っている人の心の支えになってくれればと願います。(東京・佐々木聡子 2008年3月入会)

※佐々木さんへのアドバイス・お便り、お待ちしております。ハンド事務局まで。

東京

留守電&
 携帯☎

●8月23日(土) 18:00～21:00

円より子代表もワインを持参して参加。麹町付近で予定しています。参加申し込みは1週間前くらいまでに。(7月はお休み)

報告 その後のドーンセンター

4月に大阪府の改革試案で、離婚講座開催場所でもあるドーンセンター(大阪府立女性センター)の財団廃止が打ち出されましたが、その実績や存続希望の声を受け、6月5日の発表では「自立化」の方向へ動いています。しかし、運営補助金の廃止など懸念も残り、まだまだ目が離せません。

ドーンセンターの改革試案について、大阪府は「自立化」を掲げ、ドーンセンターの運営を民間に移行させる方針を示している。ドーンセンターは、大阪府立女性センターの附属機関として、1987年に設立された。当初は、離婚講座の開催や、相談業務などを行っていた。しかし、近年は、運営費の削減や、施設の老朽化などにより、運営が厳しくなっている。大阪府は、ドーンセンターの改革試案として、ドーンセンターの運営を民間に移行させる方針を示している。ドーンセンターは、大阪府立女性センターの附属機関として、1987年に設立された。当初は、離婚講座の開催や、相談業務などを行っていた。しかし、近年は、運営費の削減や、施設の老朽化などにより、運営が厳しくなっている。大阪府は、ドーンセンターの改革試案として、ドーンセンターの運営を民間に移行させる方針を示している。

各地のお世話係

★困ったとき、何か楽しいことがしたいときなど、お気軽に連絡を♪

仙台

埼玉
 埼玉
 静岡
 愛知

広島
 香川

福岡

熊本
 長崎

大阪

〒
 ☎
 住

大阪ニコニコ離婚講座

原則、午後1時半～4時半、ドーンセンター(大阪市中央区大手前1-3-49 ☎06-6910-8500)で。

参加費は、講座:1500円、ミニ講座:500円
 8月23日(土)・ミニ講座

テーマ:「ド素人の裁判体験記——DV被害者として離婚裁判を闘って」

講師:DV離婚裁判経験者 裕芽さん
 DVやPTSDに理解のある医師も弁護士も裁判官も少なく、様々な困難が。高裁までの離婚裁判中にぶちあつた壁と、どう乗り越えたか……。

例会

原則、奇数月の第4土曜日の午後。

竹川法律事務所
 (大阪市淀川区西宮原1-4-15-602 ☎06-6393-1331)、またはドーンセ

ンター小会議室。変更の可能性があるのでご確認を。

●7月26日(土) 午後1時半～
 竹川法律事務所

★4月のニコニコ離婚講座報告★

参加者は、講演会49名、懇親会38名。一般紙への広報もあり半数が初参加。男性や離婚後シングルライフを堪能している旧メンバーも集い、熱気溢れる講座となりました。竹川先生の法律論には合点し納得、円さんからのハンド活動趣旨や理念の話には感動の時間であったと感想が寄せられています。

その流れか、5月の例会は満員御礼。くだんの男性も参加され、女性優勢の例会では肩身が狭かったかと思いますが、妻側の思いは十分認識されたのではないのでしょうか。講座参加によって当事者双方に情報が提供でき、同じように考えてもらえれば、係争解決に大いに役立つのではないかと思います。



★一人で悩まず、気軽にお電話ください★

—— 離婚と母子の110番 ☎03-3261-1835 ——

●基本的に毎土曜日:13～17時 ※8月16日(土)はお盆でお休みです。
 ※研修を受けた相談員が「無料」で相談を受けています。

面接相談

●原則 第1・第3土曜日:14時～と15時半～
 ※料金:5,000円/50分(ただし2日前の木曜以降のキャンセルは、キャンセル料2,500円がかかります)
 ※7月は5日、19日、8月は2日を予定しています。
 ※お気軽に事務局(☎03-3261-1835)までお電話ください。

<購読料について>

購読料は次のいずれか。自己管理のもと、期限切れの際にお振込みください。

①1年間3,600円(送料共) ②2年間まとめて前払いの場合、7,200円を6,000円に。 ③出世払い もしくは免除(どうしても苦しい方は、いつでも遠慮なく申し出てください)
 [振込先]各地の郵便局にて00140-6-120542 ハンド・イン・ハンドの会

ハンドからみなさんへ発信

現代家族問題研究所:<http://www.gendai-kazoku.jp>
 円より子ネット:<http://www.madoka-yoriko.jp>
 ニコニコ離婚ネット:<http://www.nikoniko-rikon.net>